

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業 入札説明書等に関する質問の回答(第1回) 令和6年6月28日

No.	資料名	頁	行	項目					質問内容	回答
1	入札説明書	3	17	第2	1	(6)	①	b	令和16年度以降第1駐車場が事業対象外になる。とありますが、代替駐車場が設置(借用)された場合、その施設は事業対象地となりますでしょうか。	代替駐車場が設置され、維持管理が必要な場合、協議により事業対象地とする可能性があります。
2	入札説明書	5	1	第2	1	(6)	ウ		北清掃工場建替整備に伴う休館については指定管理料の減額は行われず、提案においても考慮しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	熱供給ルート等の変更に伴う1ヶ月程度の休館に係る指定管理料の減額は想定していないため、提案の際の事業計画においては、考慮する必要はありません。なお、休館期間が延長となった場合等の指定管理料については協議するものとします。
3	入札説明書	5	32	第2	1	(8)			「共同企業体」を組成したエビデンスは提出をするのであれば、提出期日をお示しください。	設計施工一括契約書の「別添1 設計施工共同企業体協定書」を設計施工一括契約書の仮契約時点で提出してください。また、指定管理者となる共同企業体については、指定管理者指定の議決前までに、共同企業体を構成する団体間の取決事項や責任割合等を明記した書類を提出してください。
4	入札説明書	7	16		3			※	「指定管理者の指定の議決の前に財務状況等の確認のための書類提出」とはどのような内容の書類を想定されているのでしょうか。企業の決算書(貸借対照表や損益計算書等)の財務諸表という理解でよろしいでしょうか。	貸借対照表、損益計算書、納税証明書、滞納がないこと又は納税義務がない旨を証明する書類、役員名簿等をご提出いただく想定です。
5	入札説明書	7	27	第2	5				本事業の終了後に、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐことになっておりますが、経年劣化については許容されるとの認識で宜しいでしょうか。その際、経年劣化の判断基準があればご提示願いたい。	経年劣化については許容しますが、詳細については要求水準書「第5 1 (11) 事業終了時の対応について」をご参照ください。また、経年劣化の判断基準については、NO. 31をご参照ください。
6	入札説明書	11	7	第4	1				⑤VE提案の受付期限は「7月9日」と記載され、直接対話2回目(VE提案に関すること)の「8月1日」に内容について協議されますが、VE提案を提出した以降に追加で提案したい内容ができた場合は、8月1日の直接対話にて提示することは可能でしょうか。	入札説明書等に関する直接対話2回目(VE提案に関すること)(以下、「直接対話2回目」という。)での提案の追加を可とします。ただし、様式1-4及び必要な添付資料を直接対話2回目の前日までに提出してください。
7	入札説明書	14	21	第4	2				「その他企業」としてプロジェクトマネジメント企業として参加登録を行う予定ですが、「その他企業」が代表企業になる事は許容されていると考えていますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	17	17	第4	2	(2)	カ	a	「担当する業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。」と記載が御座いますが、「その他企業」が代表企業として登録する場合の実績について要件はありますか。	代表企業、構成企業問わず、その他企業には、入札説明書「第4 2. (2) 入札参加者の参加資格要件」に示す「ア共通事項」及び「カ」に示す事項を満たしていることを求めます。
9	入札説明書	26	1	第4	2				「その他企業」としてプロジェクトマネジメント企業として参加登録を行い、「設計企業」、「工事監理企業」、「改修工事企業」が構成する組成に参加し、「設計施工一括契約」を締結する考えですが、よろしいでしょうか。	問題ありません。本事業での具体的な役割や業務内容を明示の上、提案してください。
10	入札説明書	28		別紙3	9				事業者のVE提案の責任期間は、契約不適合責任期間(2年)、運営業務期間(10年)、その他(年数提示願います)のいずれでしょうか。	本施設の改修工事業務にかかるVE提案については、設計施工一括契約書第54条に定める期間となります。改修工事業務の対象のうち、維持管理・運営期間中に実施するものとしたVE提案にかかる修繕・更新については、指定管理協定書第46条の2及び第46条の3を追記します。
11	別添1 要求水準書	目次						添付資料	新設時の申請書及び申請図面があればご提示ください。	確認申請図面は市で保有が確認できていないため、提供できません。

No.	資料名	頁	行	項 目				質問内容	回答
12	別添1 要求水準書	3	1	4				対象業務として「設計業務、工事監理業務、改修工事業務、統括管理業務、維持管理業務、運営業務」と分類されていますが、分類項目に「その他業務」を追加していただけないでしょうか。「その他企業」としてプロジェクトマネジメント業務を実施したいと考えています。	事業者提案により、プロジェクトマネジメント業務を実施することは可能ですが、要求水準として規定はしません。プロジェクトマネジメント業務の具体的な内容を企画提案書でお示しください。
13	別添1 要求水準書	10	3	第1	7	(6)		学校水泳授業に関する業務委託契約の契約案はどのタイミングで提示されるのでしょうか？	学校水泳授業に関する業務については、令和8年度から協議させていただくことを想定しています。
14	別添1 要求水準書	10	6	第1	7	(6)		想定利用校数は追加される可能性があると思いますが、減少する可能性もありますでしょうか。	想定利用校数の減少は現状では想定していません。
15	別添1 要求水準書	10	6	第1	7	(6)		利用校数の追加の影響で一般利用に係る利用料金収入が減収となった場合、その補填について想定されていますでしょうか。	補填は想定していません。なお、利用するプール及びコース数、時間帯等は、一般利用者の状況も踏まえ、協議により決定することを想定しています。
16	別添1 要求水準書	13	31	第1	8	(3)		リフレッシュルームの機能を3階ではなく1階ホール・ロビーの機能に集約することは可能でしょうか。	1階のホール・ロビーの機能を十分に満たす範囲で、提案可能です。
17	別添1 要求水準書	14	9	第1	8	(4)		多目的ルームは現指定管理者が旧レストランの遊休スペースを活用した自主事業という認識です。多目的ルームのスペースを活用して自主事業を実施した場合も開館時間は施設の開館時間（9:00～22:00）に合わせなければならないのでしょうか。	現状の多目的ルームを「会議室等」とする場合は、「要求水準書「第18(4)本施設の開館時間」に示す「上記以外」に該当し、9時から22時となりますが、「会議室等」が別途整備され、その他の利用方法とする場合は現状の多目的ルームの開館時間である9時から18時で提案することも可能です。
18	別添1 要求水準書	26	表	第3	1	(4)	①	ダンス等の活動に供する諸室の整備水準設備の要件について、マイク及びスピーカー等音響設備は備品対応でも問題ないでしょうか。	マイク及びスピーカー等について、区分として備品とすることは問題ありません。また、諸室に配線等を備えない可搬式の備品とすることも可とします。ただし、当該諸室の利用用途や規模等を踏まえた最適な備品の性能、必要な電源等の設備を備えたものとしてください。
19	別添1 要求水準書	29	32	第3	1	(5)	②	多目的更衣室の什器備品に鍵付きロッカーの指定がございますが、更衣室内にロッカーを設置すると、他の利用者の利用中にロッカーを利用できなくなることから、多目的更衣室外に設置することでもよろしいでしょうか？	鍵付きロッカーは多目的更衣室外に設けることを可とします。多目的更衣室の利用者が不便なく利用できる計画としてください。
20	別添1 要求水準書	29	②多目的更衣室(什器備品等)	第3	1	(5)		更衣室内に鍵付ロッカーの設置が条件となっていますが、この場合、特定の方々が、プライベート空間として利用した際など、更衣室の扉を施錠して利用するケースが想定され、この時間は他者が更衣室内へ入れず、ロッカーが利用できなくなることが想定されますが、この条件での整備はマストでしょうか。	NO. 19をご参照ください。
21	別添1 要求水準書	31	27	第4	1	(5)		学校水泳授業の人数は成果指標から除くとありますが、子ども無料化対象補填対象の79,000人には含まれないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	別添1 要求水準書	33	21	第4	1	(8)	表1	事業報告書の内容のうち、「指定管理者の各構成員の損益計算書及び貸借対照表、国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)に関する書類等」は事業年度終了後30日以内の提出期限に提出できないため、期日を「事業年度終了後90日以内」に変更願います。	期日について、決算確定後速やかに提出することに修正します。なお、当該書類は毎年度概ね6月には提出が必要になります。

No.	資料名	頁	行	項目					質問内容	回答
23	別添1 要求水準書	34	5	第4	2				「市が自ら行う方が効率的・効果的に公共サービスを提供できると判断される場合」とはどのようなケースを想定されているのでしょうか？	例えば、市のホームページへのリンクの掲載、市の媒体を用いた広報等の業務が想定されます。
24	別添1 要求水準書	35	1	第4	2	(5)			「市がリニューアルセレモニー等を開催する場合、開催やそれに向けた準備について協力すること。」とありますが、どの程度の協力をイメージしていますでしょうか。	必要に応じて場所の確保、広報、運営に関して可能な範囲でご協力いただくことを想定しています。
25	別添1 要求水準書	36	21	第4	3	(4)	ア		「本施設の設備、備品等について、施設利用者への貸出」については事業者提案により有償による貸出を行ってもよろしいでしょうか？ (例：プール遊具、音楽室の楽器等)	市が所有する備品ではなく、選定事業者が所有する備品等を施設に持ち込み、自主事業で有償で貸し出すことは提案可能です。 なお、要求水準書に示す什器備品等（事業者調達分）は事業者にて調達し、市に引渡し、市の所有となります。
26	別添1 要求水準書	38	12	第4	4	(1)	ア	(イ)	AEDの設置について、本施設は子どもの利用が多い施設であるため、未就学児にも対応する機器の設置を必須とすべきと考えますがいかがでしょうか。	未就学児にも対応する機器は、提案により設置可能です。
27	別添1 要求水準書	38	31	第4	4	(3)			ネーミングライツ・スポンサーについて公募選定等を行う時期はいつごろを想定しておりますでしょうか？	現在のネーミングライツは令和8年3月末に期間が満了するため、期間満了前に休所期間中のネーミングライツの導入も含めて検討する想定です。
28	別添1 要求水準書	38	31	第4	4	(3)			ネーミングライツの選定条件等に事業者の意向を反映していただけますか（特定事業者が所有する施設と誤解されることがないようにネーミングの選定）。	本市のネーミングライツは、施設の愛称として、企業名や商品名を付すことができることとしています。募集条件の例として「施設の使用目的が分かる名称とする」「相模原市以外の地域を連想させるような愛称は付すことができない」等の条件を付すことはできますが、市民の混乱を招く恐れのある愛称等を除き、原則、提案を制限するような条件を付すことは想定していません。
29	別添1 要求水準書	41	26	第5	1	(9)			緊急時等の対応で「業務計画外であっても出勤し、対応すること」と要求されていますが、本事業以外に起因する対応の場合、必要な費用は市あるいは原因者へ請求しても良いという考え方で宜しいでしょうか。	原則、緊急時等の対応は業務計画内の対応となりますが、想定されない対応が発生した場合は、当該対応等が発生した際に協議することとなります。
30	別添1 要求水準書	42	15	第5	1	(11)	5つ目の		本事業範囲外も含む施設全体の劣化診断調査及び構造躯体劣化調査、並びに長期修繕計画の提出が要求されておりますが、コストダウンを目的として、別途対応とすることは可能でしょうか。	「本事業範囲外」を「改修工事を実施した範囲外」と理解し、回答します。 要求水準書に記載のとおり、本施設全体について劣化診断調査及び構造躯体劣化調査を実施し、事業期間終了から概ね10年の期間の長期修繕計画を提出を必須とします。ただし、調査対象範囲や調査項目は協議とします。要求水準書を修正します。
31	別添1 要求水準書	43	8	第5	2	イ			保守・点検・修繕について、性能、機能及び美観が維持できる状態に保つことが要求されておりますが、経年劣化については許容され、別途費用負担との認識で宜しいでしょうか（修正を実施しても費用は別途請求可能）。その際、経年劣化の判断基準があればご提示願いたい。	経年劣化については許容しますが、修繕・更新が必要な経年劣化については、長期修繕計画にて見込む必要があるものとの認識です。そのため、別途市で費用負担は想定していません。ただし、要求水準書「第5 2 (7) 修繕・更新業務」に示すとおり、「改修工事対象」及び「小規模な修繕」を除く修繕・更新は市の負担となります。 経年劣化の基準としては、部位ごとでの判断となりますが、安全性に問題がなく、運用に支障がない、更新・修繕周期を超過していないこと等を基準と考えます。
32	別添1 要求水準書	43	30	第5	2	(2)			「部品の廃盤等により、保守点検を行うことができなくなった場合には、市と選定事業者が協議の上、設備の更新又は廃止を決定し、余剰となった費用については返還を求めることがある。」との記載について、代替部品等の調達が当初、予定していた価格を大幅に上回る場合には、補填頂けませんか？	部品の廃盤等により、必要となった代替部品に係る費用については、要求水準「第5 2 (7) 修繕・更新業務」の規定に基づき小規模な修繕の対象となるものは事業者の負担としますが、計画した小規模な修繕の費用を超える場合は、必要に応じて対応方法等を市と協議する場合があります。

No.	資料名	頁	行	項目					質問内容	回答
33	別添1 要求水準書	44	16	第5	2	(2)	ウ、エ、オ		適切な方法（保守、保全、交換、分解整備、調整等）により対応することが要求されておりますが、経年劣化については許容され、別途費用負担との認識で宜しいでしょうか（適切な方法による対応の費用は別途請求可能）。その際、経年劣化の判断基準があればご提示願いたい。	「点検等により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合」の原因が経年劣化によるものを指しているとは理解しますが、経年劣化により設備が正常に機能しない又は何らかの悪影響を及ぼすといった状態は避け、長期修繕計画にて見込む必要があるものとの認識です。そのため、別途市で費用負担は想定していません。なお、ご質問の「適切な方法（保守、保全、交換、分解整備、調整等）」とは、点検時に即座に対応できるものを指しています。修繕・更新が必要になるものについては、要求水準「第5 2 (7)修繕・更新業務」の規定に基づき実施してください。経年劣化の判断基準については、NO. 31をご参照ください。
34	別添1 要求水準書	47	12	第5	2	(5)			「第2駐車場、第3駐車場についても適切に本業務を実施」と記載がありますが、機械警備等の機器設置もないことから出来る範囲にて行うという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
35	別添1 要求水準書	49	19	第5	2	(7)			「小規模な修繕に係る費用として、過去の指定管理業務での年間の実績相当」を超える小規模な修繕が発生した場合、対応等について市と協議させて頂けるという理解でよろしいでしょうか？	小規模な修繕については選定事業者において実施することとなりますが、修繕・更新にかかる費用が1件につき250万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについて、計画した小規模な修繕の費用を超える場合は、必要に応じて対応方法等を別途協議する場合があります。
36	別添1 要求水準書	48	29	第5	2	(7)	イ		修繕・更新について、経年劣化については許容され、別途費用負担との認識で宜しいでしょうか（対応・対策しても費用は別途請求可能）。その際、経年劣化の判断基準があればご提示願いたい。	経年劣化については許容しますが、修繕・更新が必要な経年劣化については、長期修繕計画にて見込む必要があるものとの認識です。そのため、改修工事対象及び小規模な修繕については事業者の負担とし、別途市で費用負担は想定していません。経年劣化の判断基準については、NO. 31をご参照ください。
37	別添1 要求水準書	49	32	第5	2	(8)	イ		外構等の設備類について、経年劣化については許容され、別途費用負担との認識で宜しいでしょうか（対応・対策しても費用は別途請求可能）。その際、経年劣化の判断基準があればご提示願いたい。	外構の設備類について、経年劣化については許容しますが、修繕・更新が必要な経年劣化については、長期修繕計画にて見込む必要があるものとの認識です。そのため、改修工事対象及び小規模な修繕については事業者の負担とし、別途市で費用負担は想定していません。なお、ご質問の「外構等定期保守点検業務」とは、点検時に即座に対応できるものを指しています。修繕・更新が必要になるものについては、要求水準「第5 2 (7)修繕・更新業務」に規定に基づき実施してください。経年劣化の判断基準については、NO. 31をご参照ください。
38	別添1 要求水準書	53	9	第6	1	(5)	イ		正看護師または准看護師の資格を有する者を配置とありますが、救急救命士の配置で代替することは可能でしょうか。	正看護師または准看護師の資格を有する者の設置を必須とします。
39	別添1 要求水準書	54	13	第6	2	(1)	イ	(7)	開館日及び開館時間について、「市が特に必要と認めたときは、選定事業者はこれを変更し、利用延長又は臨時に休館することができます。」とあるが、利用時間の短縮提案は可能か。	利用時間を短縮する提案は不可とします。要求水準書に示す開館時間で提案してください。
40	別添1 要求水準書	54	15	第6	2	(1)	イ	(イ)	利用料金について、1ヶ月単位、1年単位等一定期間利用できるような料金設定は可能でしょうか。また、可能な場合、上限額はどのように考えればよろしいでしょうか。	要求水準書「添付資料15利用料金について」に定める単位、金額の範囲内で利用料金の設定を想定しているため、当該提案は不可とします。
41	別添1 要求水準書	55	8	第6	2	(1)	ウ		「選定事業者が徴収機器を選定、調達する場合は、現在の設備と同等以上の利便性を確保すること。」とありますが、「同等以上」の判断基準はありますか。	滞在者数の管理機能等について現状の設備と同等の性能を備えるものとしませんが、デザイン（意匠性）の同等性を求めるものではありません。

No.	資料名	頁	行	項目					質問内容	回答
42	別添1 要求水準書	55	16	第6	2	(1)	エ		現在の入退場システムを使用する場合は市を発行者としたプリペイドカードを作成とありますが、入退場システムを提案により変更した場合は、市民健康文化センターやさがみはらグリーンプールとの相互利用はできなくて良いという考えでよろしいでしょうか。また、仮に現行システムを使用した場合であっても、当該システムは2028年度で保守の対象機器から外れる（部品交換等の対応が不可）との認識ですが、更新に係る費用は、事業者負担という認識でよろしいですか。	現状の券売機及び入場ゲートを継続して使用する場合にプリペイドカードの作成、販売を求めており、券売機及び入場ゲートを提案により変更した場合は、プリペイドカードの作成、販売、またご質問の相互利用は必須として求めています。また、既存券売機及び入場ゲートが保守対象外になった際の更新費用は選定事業者の負担となります。
43	別添1 要求水準書	58	8	第6	2	(5)	イ	(7)	自主事業の内容によっては、市は地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可（目的外使用）により、選定事業者等に公共施設等の一部を使用させる。とありますが、例えばどのような事業が該当しますでしょうか。	一例として、イベント時の出店等が想定されます。
44	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	12	11						「…継続利用が可能で・・・」について、継続利用期間は契約不適合責任期間（2年）、運営業務期間（10年）、その他（年数提示願います）のいずれでしょうか。	改修工事実施時に継続利用が可能ということを示しています。改修工事時点で継続利用が可能と判断したものについては、同判断箇所に関し事業期間中に必要となる修繕・更新等を事業者にて行うものとします。そのため、ご質問の継続利用期間は事業者にて判断し、適切な時期に必要な修繕・更新を想定してください。
45	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	17	12						確認ですが、空気ろ過器1台とありますが（AFE）空気洗浄装置10台のことではないでしょうか。	空気ろ過器は図面上ではバッテリー室の粗じんフィルターを指しています。空気洗浄装置とは別となります。なお、空気洗浄装置の更新については改修工事対象範囲外となります。記載が不明瞭のため整備水準の記載を修正します。（既設仕様記載修正） FS, FE 63 台 オートローフィルター（AFR-1）44730CMH 1台 ユニット型空気ろ過器（500×500×50）1枚
46	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	17	14						確認ですが、（HEA）全熱交換機5台とありますが、4台ではないでしょうか。	HEA-1-2が2台の為、計5台です。 （HEA-B1-1 1台、HEA-1-1 1台、HEA-1-2 2台、HEA-2-1 1台）
47	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	20, 21, 22							ろ過機について、更新とありますが、ろ過方式については現行の砂ろ過にこだわらなくても良いのでしょうか。	構いません。 相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答 No. 94をご参照ください。
48	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	21	2						確認ですが、循環ポンプ（PF-1A）の更新は不要で宜しいでしょうか。	過年度改修済みの為、整備水準からは除いています。
49	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	21	8						確認ですが、循環ポンプ（PF-2A・PF-2B）の更新は不要で宜しいでしょうか。	過年度改修済みの為、整備水準からは除いています。
50	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	23	3						確認ですが、循環ポンプ（PF-4）の更新は不要で宜しいでしょうか。	過年度改修済みの為、整備水準からは除いています。
51	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	23	9						確認ですが、循環ポンプ（PF-5B）の更新は不要で宜しいでしょうか。	過年度改修済みの為、整備水準からは除いています。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
52	別添1 要求水準書 添付資料1 整備水準	24	2					確認ですが、凝集剤装置（AL-5A・AL-5B）は計2台ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。整備水準の記載を修正します。 (AL-5A×1, AL-5B×1 計2台)
53	別添1 要求水準書 添付資料15 利用料金について	1	利用料金表					今後、条例化するレーン貸しに係る運用について、1レーン当たりの定員数、また、学校授業で利用する際の運用方法（利用するレーン数、指導者の有無及有料か否かなど）を教えてください。また、レーン貸しする際の運用として、利用できる団体等の定義を教えてください。 例：要求水準書の別添資料で示されている1レーン当たりの利用料金を2時間単位で設定（条例上の上限額で設定）し、大人4名がレーン貸しで利用する場合を想定すると、レーン貸しでは、3,203円/2時間、通常の個人利用は850円/2時間（現行の大人利用料金）×4名=3,400円となり、レーン貸しで利用する方が個人利用よりも安価な設定になってしまい事業者側の収入機会の損失に当たると考えます。このことから、これらの懸念等を解消するためにレーン貸しできる団体等を条例・規則で規定していただきたく思います。 ※利用可：市又は市教育委員会、スポーツ協会とその種目団体、指定管理者など ※利用不可：個人サークル、子ども会、スポーツチームなど	1レーン当たりの定員数の定めはありません。なお、利用できる団体として、市又は市教育委員会、市内の小中学校又は幼稚園等、スポーツ協会・スポーツ協会に所属する団体、障がい者の団体又は事業者、指定管理者等を想定しており、学校授業に関しては優先的に利用することを想定しています。なお、学校授業利用時のレーン数は児童数に応じて別途協議させていただきます。また、指導員の有無等については、「要求水準書「第17(6)学校水泳授業による利用について」に記載のとおり、指導補助等の人員配置も業務委託契約に含む想定をしています。
54	別添2 落札者決定基準	4		3			資格審査	資格審査には配点がないことから、点数として総合審査に影響しないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	別添2 落札者決定基準	7	9		4	4.1		「提案価格（税抜）の総額（設計・改修工事業務費（サービス対価A）＋②総括管理業務、維持管理業務及び運営業務費（サービス対価B）」と記載されておりますが、様式集7-2ではサービス対価B-4を含まない金額にて提案となっております。提案価格はサービス対価B-4を含まない金額にて提案するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。落札者決定基準を修正します。
56	別添2 落札者決定基準	11	45		4	4.2	(5)	「同点の場合は、くじにより選定する。」との記載がございますが、同点の場合、追加でヒアリング、プレゼン等を実施することで落札者の選定をお願いできませんでしょうか？	追加のヒアリング、プレゼン等を実施する予定はありません。
57	別添3-1 様式集	1	28					「・提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出してください」とありますが、CD-Rに保存する提出書類とは、様式3-1から様式7-12までの書類で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	別添3-1 様式集	3	21	2				様式2-11から様式2-13は、企業ごとに提出すると想定されます。企業名を記載する場所を設けていただくようお願いいたします。	様式2-11から様式2-13を修正し、企業名の記載欄を設けます。
59	別添3-1 様式集	様式2-8						業務実績が複数ある場合は、複数記載が必要でしょうか。	実績要件を満たす1件のみご記載ください。
60	別添3-1 様式集	21						様式2-10「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書」の1枚目は代表企業のみ提出し、2枚目は全企業が提出するという事でしょうか。	様式2-10は1枚目を含め全社に求めます。様式を修正します。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
61	別添3-1 様式集	21	10	3				様式2-10に記載する役員等とは、取締役、監査役を記載すればよいでしょうか。	業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が記載の対象であり、事業者にもよりますが概ね商業登記簿に記載された役員が記載の対象となります。
62	別添3-1 様式集	21	11	3				様式2-10に記載する役員等の現住所は、最小行政区画まででよいでしょうか。	住所は地番等の詳細まで記載してください。
63	別添3-1 様式集	22	11	2	イ			「従業員の退職金の確保について」の回答は、『退職引当金を設定し確保しております』という記載でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、ご提示の記載で問題ございません。
64	別添3-1 様式集	様式2-14						提出書類確認書 添付資料の⑤⑥の証明書類については原本でなく写しの提出で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	別添3-1 様式集	様式3						事業計画に関する提案書について、文字ピッチや行間等の指定はありますでしょうか。	様式集P1に記載のとおり、提案書で使用する文字は原則10.5ポイント以上としてください。なお、図・表・写真の文字についてはこの限りではありませんが、文字が十分に読みとれる程度としてください。文字ピッチや行間の指定はありませんが、文字が十分に読みとれるようにしてください。
66	別添3-2 様式集	様式7-8						減免の提案も記載が必要でしょうか。	ご質問の「減免の提案」とは、小人や高齢者、障がい者等の規則により減免の対象としているものを指しているのであれば、減免対象の利用料金を記載してください。また、様式7-9の利用料金収入の内訳及び算定根拠において考慮してください。
67	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	1	13	1				サービス対価Aの費用に「その他、上記に関連して必要と認められる費用」と記載がありますが、プロジェクトマネジメント企業の費用をこの項目で計上してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	3	10	2	2.2	表3		支払い方法 サービス対価B-3の支払方法は、均等支払、計画支払等いずれの支払方法でも構わないのでしょうか。	事業期間全体の支払方法としては、ご理解のとおり、事業者の提案によるものとします。ただし、年度ごとの支払方法については、NO.93をご参照ください。
69	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	4	16	2	2.4	表4		サービス対価B-4についてプール利用79,000人、浴室利用460人を超える利用について提案単価の1/2をお支払い頂ける規定ですが、利用者が増加させれば指定管理者の事業収支が厳しくなる条件となります。子どもの居場所づくりを推進というコンセプトに基づき利用者増加のインセンティブとなるようプール79,000人、浴室460人を超える利用があった場合についても提案単価に基づく金額をお支払頂けませんでしょうか？	現状、本質問に関する見直しは予定していません。
70	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	4	16	2	2.4	表4		子ども無償化に伴う市からの補填分については、今後、子どもの利用者数が増加していくと想定される中で、基準値（プール79,000人、浴室460人のボーダーライン）を超えた場合については、実績値の1/2しか補填を受けられないなど、事業者側のインセンティブがない少ないと考えます。ついては、この基準値の見直し（基準値の上昇若しくは廃止）を検討していただきたい。	現状、本質問に関する見直しは予定していません。
71	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	4	16	2	2.4	表4		市内の子ども及び未就学児の利用人数がプール79,000人、浴室460人に満たなかった場合は実績分のみ支払いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
72	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	25	3	3.2			サービス対価B-2 及びB-3 の改定方法について、令和14年度以前に支払われたサービス対価の余剰額は改訂の対象とならないと考えて良いでしょうか。	サービス対価の余剰額とは、支払われたサービス対価のうち、支出を上回った分という理解で回答します。ご理解のとおり、令和15年度以降の支払い分を改定の対象とします。
73	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	27	3	3.2	(3)		「予定価格は令和14年度までの物価等の上昇を見込んだ価格」と記載がございますが、上昇分の計算根拠をお示し頂けますでしょうか？	詳細な計算根拠はお示しできませんが、近年の労働報酬下限額等の人件費、物価、工事価格等の実績や指数により見込んでいます。
74	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	27	3	3.2	(3)		「予定価格は令和14年度までの物価等の上昇を見込んだ価格」と記載がございますが、急激な物価変動により実勢相場と大きく乖離が生じている場合には令和15年度の改定前においても見直し協議をお願いできますでしょうか？	著しい物価変動が発生した場合は必要に応じて別途協議します。
75	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	27	3	3.2	(3)		「予定価格は令和14年度までの物価等の上昇を見込んだ価格」と記載がございますが、令和14年度の改定時にも同様に令和20年度までの物価上昇分を見込んだ金額を計算式に加えていただけませんか？	サービス対価の改定方法は、別添4 サービス対価の算定、支払及び改定方法のとおり実施します。
76	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	27	3	3.2	(3)		指定管理者基本協定においても設計施工一括契約書26条5, 6項と同様に急激な物価変動等におけるサービス対価変更を請求できる規定を追加頂けませんでしょうか？	著しい物価変動が発生した場合は必要に応じて別途協議します。
77	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	29	3	3.2	(3)		サービス対価B-1は、『「消費税を除く企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）の類別：その他諸サービス』の指標で改定されますが、改定後のC2(t)の金額の上昇率が当該年度の労働報酬下限額の上昇率に満たない場合、労働報酬下限額の上昇率を基準としてサービス対価金額を改定するように協議させて頂けますでしょうか。	サービス対価の改定方法は、別添4 サービス対価の算定、支払及び改定方法のとおり実施します。
78	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	29	3	3.2	(3)		サービス対価B-1の総括管理業務、光熱水費及び修繕・更新業務を除く維持管理業務、運営業務は、労働集約型業務のため、「労働報酬下限額」を基準としてサービス対価金額を改定するように協議させて頂けますでしょうか？	サービス対価の改定方法は、別添4 サービス対価の算定、支払及び改定方法のとおり実施します。
79	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	35	3	3.2	(3)		サービス対価B-1、B-2 及びB-3 の改定式について、P (n) もP (m) と同様に、直近1年間の指標の平均を採用願います。	令和7年1月より直近1年間の指標の平均とします。別添4 サービス対価の算定、支払及び改定方法を修正します。
80	別添4 サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	35	3	3.2	(3)		P (n) を、基本契約締結日の属する月の指標の確定値とした場合、予定価格（債務負担行為の予算）を算出した時点から、基本契約締結日の属する月の指標の確定値までの物価変動が、令和15年度支払分以降のサービス対価に反映されない懸念があります。サービス価格の変更は、予定価格の変更であり、令和15年度支払分前後の物価変動を適切に算出するためには、P (n) は、予定価格（債務負担行為の予算）を算出した時点の指標を採用するべきと思われます。	サービス対価の改定方法は、別添4 サービス対価の算定、支払及び改定方法のとおり実施します。ご指摘の物価変動については、基本契約締結までの物価変動等も見込み予定価格を算出しています。
81	別添5 モニタリング措置要領	1	33		3	(2)		【成果指標1】「プール利用者数」において学校水泳授業の人数は除くとなっておりますが、学校水泳授業増加をさせると一般利用時間が制限されることから、見直しを頂けませんでしょうか？	見直しは行いません。なお、学校水泳事業の受入れにより、これまで利用していなかった方々にも施設が認知され、新たな利用者の獲得につながることも期待できると考えています。
82	別添5 モニタリング措置要領	3	19		3	(8)		本事業における実績評価の次期選考への反映について指定管理者のインセンティブとして反映を担保頂けませんでしょうか？	現時点で担保することはできません。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
83	別添6 基本協定書(案)	1	20	第1条	1	(2)		「(2)市と本事業のうちの設計業務、改修工事業務及び工事監理業務の遂行者としての【設計企業名】、【改修工事企業名】及び【工事監理企業名】で構成される共同企業体との間で締結される相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業設計施工一括契約書(以下「設計施工一括契約」という。)」に「その他企業」としてプロジェクトマネジメント業務を実施しますが、設計施工一括契約に追加可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
84	別添6 基本協定書(案)	2	4	第3条	1			事業契約書(案)とは、「基本契約書」「設計施工一括契約書」「指定管理者基本協定書」の総称でしょうか。	ご理解のとおりです。基本契約別紙1定義集も併せてご参照ください。
85	別添7 基本契約書(案)	2	18					(設計業務、改修工事業務及び工事監理業務)に「その他業務」を追加することを許容いただけると考えてよろしいでしょうか。	認めます。
86	別添7 基本契約書(案)	3	1	第8条				設計・改修工事・工事監理企業は入札関連書面の未達が発生した場合(契約不適合含む)、設計・施工時の義務・債務だけでなく、維持管理・運営管理に関する義務その他の債務について連帯して負担すると要求しておりますが、原因と責任が明確にならないと連帯負担は難しいと考えます。具体的な例を提示いただき、負担根拠を明確にしてください。	具体的な例示は対象事由を限定することにつながる可能性があるためお示しできません。本事業は設計・改修工事から維持管理運営までを一体募集する事業です。そのため、本条は選定事業者が個別の業務の原因ではないということを理由に、当該未達状態が放置されることを防止する趣旨で設けています。なお、選定事業者内部で責任分担を整理のうえ合意いただくことを妨げるものではありません。
87	別添9 指定管理者基本協定書(案)	3	4	第7条	2			「事業年度の途中で本事業の追加、変更等が発生した場合」指定管理料についても見直し協議をお願いできますでしょうか?	協議することを想定します。
88	別添9 指定管理者基本協定書(案)	3	19	第9条	2			「管理業務に従事する者の中から、責任者を定め」と記載されておりますが、管理業務を総括する責任者を定めるという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
89	別添9 指定管理者基本協定書(案)	5	19	第17条				「市の現金出納員事務の手引き」を開示いただけますでしょうか?	申し出のあった事業者に対し開示します。「様式1-1 貸与資料申請書」に追記しましたので、貸与を希望する場合は提出してください。
90	別添9 指定管理者基本協定書(案)	7	34	第23条	3			令和9年度の修繕費を記載する欄がありませんが、どこに記載すれば良いでしょうか。	令和9年度にも他の年度と同様に「(うち修繕費●円)」を追記する修正をします。
91	別添9 指定管理者基本協定書(案)	7	34	第23条	3			令和9年度の支払額には修繕費は含まれないと読み取れます。令和9年度に修繕が発生した場合は、市にて実施いただけると考えて良いでしょうか。	No. 90の回答をご参照ください。
92	別添9 指定管理者基本協定書(案)	7	35	第23条	3			年4回お支払い頂けるサービス対価Bの各支払回毎の金額は様式集7-4に記載した年額の1/4ずつの均等払いでしょうか?年額の範囲内で事業者提案による金額でしょうか?	サービス対価B-1及びB-2は年額の範囲内でご提案に委ねます。サービス対価B-3については、NO. 68をご参照ください。なお、サービス対価Bについては、様式7-3及び様式7-6～様式7-10により提案してください。
93	別添9 指定管理者基本協定書(案)	7	36	第23条	3			修繕費については各年度第1回目に事業者にて提案した金額が支払われるという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。併せて、NO. 68をご参照ください。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
94	別添9 指定管理者基本協定書(案)	9	40	第27条				「利用料金の上限額の改定を行った場合」には、「子どもの施設利用実績に応じた額」も改定頂けるという理解でよろしいでしょうか？	「子どもの施設利用実績に応じた額」については、事業者選定時の利用料金で算出するため、指定期間中に利用料金の改定があった場合も、改定は行いません。
95	別添9 指定管理者基本協定書(案)	10	5	第28条	1			利益の一部を本施設等又は利用者に対して還元することについて、還元方法に指定はないと考えて良いでしょうか。	還元方法の指定はありませんが、提供サービスの充実や物品購入等により利用者や施設に還元することを期待しています。
96	別添9 指定管理者基本協定書(案)	10	15	第29条	1			「事業年度ごとに定める労働報酬下限額」を労働者賃金に適用させるのであれば、労働報酬下限額が上昇した場合、指定管理料も増額の協議をお願いできませんでしょうか？	予定価格は令和14年度までの人件費をはじめとした物価等の上昇を見込んでいます。なお、価格労働報酬下限額の改定は広く一般に影響を及ぼす関連法令等の変更となるためリスクは事業者の負担となります。
97	別添9 指定管理者基本協定書(案)	10	19	第29条	1	(2)		指定管理者と雇用関係の無い業務委託先従業員については指定管理者にて管理できる範疇外につき対象労働者から除外して頂けませんか？	相模原市公契約条例に基づく規定であり、対象から除外することはできません。
98	別添9 指定管理者基本協定書(案)	12	2	第35条				指定管理者と雇用関係の無い業務委託先従業員については指定管理者にて管理できる範疇外につき対象労働者から除外して頂けませんか？	No. 97の回答をご参照ください。
99	別添9 指定管理者基本協定書(案)	12	11	第36条				指定管理者と雇用関係の無い業務委託先従業員については指定管理者にて管理できる範疇外につき対象労働者から除外して頂けませんか？	No. 97の回答をご参照ください。
100	別添9 指定管理者基本協定書(案)	13	18	第43条	1			法令等の変更において「市の事業若しくは本事業のみを直接の対象とした法令等の変更」と記載がございますが、事業のみを直接の対象と限定されますと、管理業務を履行する上で、影響、規制等を受ける各種法令等の変更が含まれないため、「管理業務に影響を及ぼす法令等の変更」という趣旨に変更頂けませんか？	原案のとおりとします。
101	別添9 指定管理者基本協定書(案)	13	18	第43条	2、3			不可抗力と判定された場合、原則、市が損害を負担するものであり、指定管理者の負担は最大で当該年度の指定管理料1%分という理解でよろしいでしょうか？	原則として、市が不可抗力による損害等を負担しますが、損害等を最小限に留める観点から、生じた損害等の一部について、市が指定管理者に負担を求める場合があります。負担割合は協議により決定します。協議が整わない場合に、当該事業年度の指定管理料の100分の1に至るまでは指定管理者に負担いただきます。
102	別添9 指定管理者基本協定書(案)	13	21	第43条	2、3			市が指定管理者に不可抗力による損害負担を求める場合とは、どのようなケースを想定されていますでしょうか？	指定管理者が不可抗力による損害の拡大防止措置が可能であったにもかかわらずこれを講じなかったため、損害が拡大したようなケースを想定しています。
103	別添9 指定管理者基本協定書(案)	13	23	第43条	3			「一事業年度の指定管理料」とはサービス対価B-1、B-2及びB-3で、サービス対価B-4は含まれないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
104	別添9 指定管理者基本協定書(案)	13	24	第43条	3			「不可抗力につき保険金が支払われた場合は、当該損害等の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは指定管理者が負担」と規定されていますが、当該損害等の額から当該保険金相当額を控除した額が一事業年度の指定管理料を上回る場合は3項前文の規定よりも指定管理者の負担が増加することになるため、負担上限を一事業年度の指定管理料1/100として頂けませんか？	保険金相当額を控除した額が、一事業年度の指定管理料を上回る場合においては、一事業年度の指定管理料の100分の1に至るまでは指定管理者が負担するものとします。指定管理者基本協定書(案)を修正します。

No.	資料名	頁	行	項 目				質問内容	回答
105	別添9 指定管理者基本協定書(案)	13	29	第43条	4			「第1項に定めるものを除く法令等の変更(労働報酬下限額の改定を含む。)」について労働報酬下限額の変更についても指定管理者にてコントロールできるものではなく、指定管理者の事業収支に多大な影響を及ぼすものであることから、法令等の変更事由に含めて頂けませんか？	労働報酬下限額の変更は法令変更としては扱いません。予定価格は令和14年度までの人件費をはじめとした物価等の上昇を見込んでいます。また、令和15年度以降のサービス対価の改定は、別添4 サービス対価の算定、支払及び改定方法のとおり実施します。
106	別添9 指定管理者基本協定書(案)	13	29	第43条	4			労働報酬下限額改定は経済情勢の変動に起因するものであり、指定管理者の事業収支に多大な影響を及ぼすものであることから、改定に伴う負担増等については市と協議させていただきませんか？	No. 105の回答をご参照ください。
107	別添9 指定管理者基本協定書(案)	14	31	第46条	1			修繕等の費用負担については、指定管理者基本協定書第2条第3項の各書類の間に矛盾又は齟齬がある場合の記載のとおり、「指定管理者基本協定書第46条の記載内容」が「別添1_要求水準書の48ページ「イ修繕・更新業務」に記載の内容」よりも優先されると考えて良いでしょうか。	要求水準書の内容が正のため、指定管理者基本協定書(案)を修正します。本事業で選定事業者が改修した範囲は、金額に関らず選定事業者の費用負担にて実施してください。本事業で選定事業者が改修した範囲でないと判断された場合は、1件につき250万円(消費税及び地方消費税を含む。)以下のもの及び収支予算書であらかじめ見積もられているものは選定事業者の負担により実施してください。
108	別添9 指定管理者基本協定書(案)	14	31	第46条	1			修繕等の費用負担については、事業者が改修を実施した範囲を問わず、当該条文が適用されると考えて良いでしょうか。	No. 107の回答をご参照ください。
109	別添9 指定管理者基本協定書(案)	15	33	第50条	2			「指定管理者が付保しなければならない保険」について企業共同体では付保せず、各構成企業にて付保してもよろしいでしょうか？	各構成企業において付保することも可とします。
110	別添9 指定管理者基本協定書(案)	17	25	第54条	2			設計施工一括契約書50条、50条の2に事由により設計施工一括契約が解除され、本協定54条(14)の指定管理解除事由に抵触し指定解除となった場合には、市の帰責事由に起因する指定解除に相当するため、指定管理者に生じた損害について賠償頂けませんか？	原案のとおりとします。